5

復興特別法人税（第五章関係）

㈠　納税義務者

法人は、基準法人税額につき、復興特別法人税を納める義務があることとした。（第四二条関係）

㈡　課税の対象

法人の各課税事業年度の基準法人税額を課税の対象とすることとした。（第四三条関係）

㈢　基準法人税額

基準法人税額は、次の法人税の額とすることとした。ただし、特定同族会社の特別税率、所得税額控除、外国税額控除、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除及び土地の譲渡等がある場合の特別税率に関する規定を適用しないで計算した法人税の額とし、附帯税の額を除くこととした。（第四四条関係）

(1)　連結親法人以外の法人　各事業年度の所得に対する法人税の額

(2)　連結親法人　各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額

㈣　課税事業年度

指定期間（平成二四年四月一日から平成二七年三月三一日までの期間をいう。）内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後三年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度を課税事業年度とすることとした。ただし、当該指定期間内に設立された法人等特定の事実がある法人の課税事業年度については、特例を設けることとした。（第四五条関係）

㈤　課税標準

各課税事業年度の課税標準法人税額を課税標準とすることとした。

各課税事業年度の課税標準法人税額は、各課税事業年度の基準法人税額とすることとした。ただし、課税事業年度の月数が三六月を超える法人及び右記㈣の課税事業年度の特例の適用がある法人の各課税事業年度のうち最後の課税事業年度の課税標準法人税額については、特例を設けることとした。（第四七条関係）

㈥　税額の計算

(1)　復興特別法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額に一〇〇分の一〇の税率を乗じて計算した金額とすることとした。（第四八条関係）

(2)　法人が各課税事業年度において課される復興特別所得税の額は、当該課税事業年度の復興特別法人税の額から控除することとした。（第四九条関係）

(3)　内国法人が納付する各課税事業年度の控除対象外国法人税の額が法人税の控除限度額を超える場合には、その超える金額を、当該課税事業年度の国外所得に対応する復興特別法人税の額を限度として、当該課税事業年度の復興特別法人税の額から控除することとした。（第五〇条関係）

(4)　(2)及び(3)による控除の順序は、まず外国税額を控除し、次に復興特別所得税の額を控除することとした。（第五一条関係）

㈦　申告、納付及び還付等

(1)　法人は、原則として各課税事業年度終了の日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項その他の事項を記載した申告書を提出しなければならないこととした。ただし、課税標準法人税額がない場合には、申告書を提出することを要しないこととした。（第五三条関係）

イ　当該課税事業年度の課税標準法人税額

ロ　課税標準法人税額につき計算した復興特別法人税の額

ハ　控除をされるべき復興特別所得税の額で復興特別法人税の額の計算上控除しきれなかった金額

(2)　法人は、その課税事業年度の復興特別法人税につき、(1)ハの金額がある場合には、復興特別所得税の還付を受けるため、申告書を提出することができることとした。（第五四条関係）

(3)　(1)ロの金額を記載した申告書を提出した法人は、当該申告書の提出期限までに、復興特別法人税を国に納付しなければならないこととした。（第五五条関係）

(4)　(1)ハの金額の記載がある申告書の提出があった場合において、税務署長は、当該申告書を提出した法人に対し、当該金額に相当する税額を還付することとした。（第五六条関係）

㈧　当該職員の質問検査権及び罰則

当該職員の質問検査権及び罰則について必要な規定を定めることとした。（第六二条、第六四条～第六八条関係）

㈨　その他

法人税法の規定に準じて所要の規定を設けるほか、復興特別法人税に係る法人税法その他の法律の適用につき必要な事項を定めることとした。（第四一条、第四六条、第五二条、第五七条～第六一条及び第六三条関係）

復興債の発行等（第六章関係）

㈠　財政法第四条第一項の規定にかかわらず、復興施策に要する費用（以下「復興費用」という。）のうち平成二三年度の一般会計補正予算（第3号）に計上された費用の財源については、当該補正予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができることとした。（第六九条第一項関係）

㈡　平成二三年度の当初予算に計上された基礎年金の国庫負担の追加に伴い見込まれる費用を同年度の一般会計補正予算（第1号）において東日本大震災に対処するために必要な財源を確保するために減額した経緯に鑑み同年度の一般会計補正予算（第3号）に計上された当該費用は、復興費用とみなして㈠を適用することとした。（第六九条第二項関係）

㈢　平成二三年度において、一般会計補正予算（第3号）の作成後に、新たに補正予算を作成する場合において当該補正予算に復興費用が計上されるときは、当該復興費用の財源について、㈠を適用することとした。（第六九条第三項関係）

㈣　平成二四年度から平成二七年度までの各年度において、財政法第四条第一項の規定にかかわらず、復興費用の財源については、各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができることとした。（第六九条第四項関係）

㈤　㈠、㈢及び㈣に定める復興費用の範囲については、毎会計年度、国会の議決を経なければならないこととした。（第六九条第五項関係）

㈥　財政法第四条第一項ただし書の規定は、㈠、㈢及び㈣に定める復興費用については、適用しないこととした。（第六九条第六項関係）

6

㈦　㈠から㈣により発行する公債（「復興債」という。）の発行は、各年度の翌年度の六月三〇日までの間、行うことができることとした。（第七〇条関係）

㈧　復興債については、平成四九年度までの間に償還することとした。（第七一条関係）

復興特別税の収入の使途等（第七章関係）

㈠　平成二四年度から平成四九年度までの間における復興特別税の収入は、復興費用及び償還費用（復興債の償還に要する費用をいう。以下同じ。）の財源に充てることとした。（第七二条第一項関係）

㈡　平成二四年度から平成二七年度までの間における財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入金は、償還費用の財源に充てることとした。（第七二条第二項関係）

㈢　次に掲げる株式の処分により平成三四年度までに生じた収入は、償還費用の財源に充てることとした。（第七二条第三項関係）

(1)　3㈠により国債整理基金特別会計に所属替をした日本たばこ産業株式会社の株式

(2)　特別会計法附則第二〇八条第四項の規定により国債整理基金特別会計に帰属した東京地下鉄株式会社の株式

(3)　3㈡により国債整理基金特別会計に所属替をした東京地下鉄株式会社の株式

㈣　㈠から㈢の収入のほか、平成二三年度から平成三四年度までの各年度において、国有財産の処分による収入その他の租税収入以外の収入であって国会の議決を経た範囲に属するものは、復興費用及び償還費用の財源に充てることとした。（第七二条第四項関係）

㈤　平成四九年度における復興特別所得税の収入は、まず償還費用の財源に充て、なお残余があるときは、復興債以外の公債（財政法第四条第一項ただし書の規定により発行された公債を除く。）の償還に要する費用の財源に充てることとした。（第七三条関係）

㈥　復興債は、定率繰入れの対象としないこととし、各年度の翌年度の四月一日以後に発行される復興債は、発行価格差減額繰入れに関する規定の適用に当たっては、当該各年度の三月三一日に発行されたものとみなすこととした。（第七四条関係）

7